

特集 無国籍

企画趣旨

無国籍について

難民研究フォーラム編集委員会

無国籍者は、もともと国際的に難民と同一の集団として認識されていたが、第二次世界大戦後に両概念は分離され、その後無国籍者に対する国際的な関心や取り組みは薄れていた。しかし近年、無国籍をめぐる国際社会の関心が再び高まり、無国籍者に関する国際機関や政府、市民社会の実務的、研究的取り組みがさまざま出はじめている。たとえば、UNHCRは2012年に無国籍者に関する4つのガイドラインを、そして2014年には「無国籍者の保護に関するハンドブック」を発行した。国家レベルの取り組みとしては、1954年「無国籍者の地位に関する条約」（以下「無国籍者地位条約」）への加入国や無国籍者認定制度を創設する国が増えつつある。学術的には、オランダのティルバーグ大学法学部が2011年に無国籍プログラムを設立して無国籍研究が進められている。

特に今年は、「無国籍者地位条約」の制定60周年にあたるため、それを記念するために世界中で無国籍に関するイベントやプログラム、特集が生まれ、無国籍者に対する更なる関心の醸成を図っている。

本号では、このような無国籍者をめぐる近年の関心の高まりおよび「無国籍者地位条約」制定60周年を踏まえ、特集テーマを「無国籍」に設定し、無国籍をめぐる主要テーマを扱った論稿を掲載した。

新垣論文では、無国籍研究の総論として、難民と無国籍者の概念の分離の過程と無国籍者地位条約の成立・展開を扱った。次に、近年の無国籍をめぐる新しい動きとして、UNHCRの無国籍に関する取り組み（金児報告）とフィリピンにおける無国籍者をめぐる歴史と政策（付月論文）および難民・無国籍者認定手続き（小田川報告）を扱った。

付月論文、小田川報告は、2013年度の難民研究フォーラム海外調査事業「難民・無国籍の保護をめぐるアジアの新しい取り組み」の一環として行ったフィリピン現地調査の成果報告でもある。難民研究フォーラムは2013年度より新たに「海外調査事業」を開始し、海外の新たな取り組みやgood practicesの調査、海外の難民関連シンクタンクの調査などを実施し、それにより日本における難民研究および実務へのさらなる貢献を試みている。

また、通年報告の文献紹介：海外（三谷）として、ティルバーグ大学が出版した Law Review 無国籍特集号を紹介しているので、併せて参照してほしい。